

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月24日から20年9月14日まで
申立期間のA事業所に係る厚生年金保険被保険者の記録について、脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、脱退手当金の支給申請手続きを行っておらず、脱退手当金をもらった記憶もない。申立期間について脱退手当金の支給済み記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約1年2か月後の昭和21年11月28日に支給されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和19年6月の標準報酬月額として「6級（60円）」及び「8級（80円）」の両等級が記載されているところ、それぞれの標準報酬月額を基礎に脱退手当金の法定支給額を計算しても、支給されたとする金額と符合しない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金被保険者名簿において、申立人を含む420人について確認したところ、20人に「脱退、20.9.29」の記載が見られるものの、申立人には「脱」の押印など脱退手当金を支給したことをうかがわせる記載は無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

私が所持する年金手帳を確認したところ、国民年金の被保険者資格取得日が昭和40年4月1日、同資格の喪失日が44年4月7日となっている。

昭和40年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料について、夫の記録が納付済みとなっているのであれば、私も保険料を納付していると思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、被保険者台帳管理簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容から、昭和49年1月ごろにA市区町村において払い出され、40年4月1日にさかのぼって資格を取得したものと推認でき、同手帳記号番号が払い出されたと推認できる49年1月ごろの時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の国民年金保険料を納付するには特例納付による納付が必要となるところ、当該時点が特例納付の実施期間であることは確認できる。

しかしながら、申立人は「特例納付という特別な納め方をした記憶は無い。」と述べている上、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付しているなど、申立人が、特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人及びその夫はB市区町村に居住していたことが推認できるところ、同市区町村において、申立人の夫に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できるものの、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る記憶は

^{あいまい}曖昧であり、申立人の夫は既に死亡していることから、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年から34年ころまで
私は、昭和32年から34年ころまでの期間において、A事業所に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述などから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所が保管する「健康・厚生年金保険控」の中に申立人の氏名等はなく、申立事業所は、「申立期間当時の経理担当者は不明であり、申立人の勤務実態及び申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについても不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在が確認できた被保険者17人に照会したところ、12人から回答が得られたものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む昭和31年11月1日から35年2月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月11日から同年7月3日まで
② 昭和50年5月7日から51年3月23日まで

申立期間①について、A事業所（現在は、B事業所）所有の外国航路の貨物船に乗り組み勤務していた。

申立期間②についてはC国船籍のD号に乗り組み勤務していた。

両申立期間について、船員保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、両申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所所有の船舶に乗り組み勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①に係る船員手帳を所持しておらず、乗り組んでいた船舶名に係る記憶も無く、申立期間①当時の雇入れ状況を確認することができない上、B事業所は、「申立人に係る人事記録及び賃金台帳等を保管しておらず、申立人が乗り組んでいたとする船舶名は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除を確認できる関連資料等は得られない。

また、申立人が記憶する同僚及びA事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①当時、船員保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、A事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間①を含む昭和43年12月9日から44年7月17日までの期間に係る船員保険の被保険者記録において、申立人の記録が確認できるのは、同年1月11日に船員保険被保険者の資格を喪失し、同年7月3日に同資格を取得している記録のみであり、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認でき、このほかに申立人に係る記録は無い。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する船員手帳の記載内容から、申立人が申立期間②において、C国船籍のD号に雇入れされていたことは確認できる。

しかしながら、船員保険法等では、船員保険の被保険者については、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り込む船長及び海員並びに予備船員とする旨規定されており、D号は外国船籍の船舶である上、日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶にも該当しない。

また、B事業所に照会したところ、「申立期間②当時、船員が外国籍の船舶に乗り組む場合、船員保険被保険者の資格が喪失するので国民年金へ加入するよう乗組員へ知らせていた。」と回答している。

さらに、A事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚のうち、D号に乗り組み勤務していたとする同僚も、当該船舶に乗り組んでいたとする昭和46年4月から47年2月までの期間について、船員保険の被保険者記録は確認できない。

- 3 このほか、申立人が、両申立期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から35年2月1日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、A事業所(現在は、B事業所)C支社(申立事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、昭和34年2月1日となっているが、同社C支社では35年1月末日までの期間において勤務していたと記憶している。

昭和34年2月2日付けで申立事業所から受け取った表彰状も所持しており、35年2月にD都道府県の私の実家に帰郷するまでの期間において、申立事業所で勤務していたことは間違いのないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年2月にD都道府県に帰郷するまでの期間において、A事業所C支社で勤務していたと主張しているところ、i) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人は、「A事業所C支社において指導員として勤務していたが、申立人のことを知らない。」と供述していること、ii) B事業所から提出された組織図表のうち、昭和33年5月1日現在の組織図表において申立人の氏名が確認できる一方、34年6月1日現在の組織図表において、申立人の氏名が確認できないこと、iii) 申立人に係る戸籍の附票により、申立人が、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和34年2月1日付けでD都道府県に住所を定めていることが確認できることから判断すると、申立人が、申立期間について、申立事業所に勤務していたことを推認することができない。

また、B事業所は、「現在、保管されている資料は、昭和33年5月1日及び34年6月1日現在の組織図表のみであり、申立人の退職時期は不明である。厚生年金保険料の控除、届出の有無等についても、当時の資料が残っ

ていないため不明である。」と供述しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等が確認できる関連資料及び供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む昭和33年4月1日から35年4月1日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中で、申立人の氏名等が確認できるのは、オンライン記録に収録されている期間と同様、33年4月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34年2月1日付けで同資格を喪失している記録のみであり、そのほかに申立人の氏名等はない。

加えて、当時の同僚から事情を聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる具体的な供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。